

大径木化した樹木への対応に関する検討委員会 規約

(名 称)

第 1 条 本会は、「大径木化した樹木への対応に関する検討委員会」（以下「委員会」という）と称する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、道路空間や沿道環境との不適合が散見される道路における大径木化した樹木について、今後の適切な街路樹のあり方などを検討することを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、以下の事項について審議を行うものとする。

- (1) 大径木化した街路樹の課題
- (2) 課題の解決方法
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(構 成)

第 4 条 1. 委員会の委員の構成は別紙のとおりとする。
2. 委員の追加・変更は、委員会の承認を要するものとする。

(任 期)

第 5 条 委員会の任期は、第 3 条に定める審議事項が完了するまでとする。

(委員長)

- 第6条 1. 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
2. 委員長は委員会の議長を努めるとともに会務を総括する。
3. 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(委員会の運営)

- 第7条 1. 委員会は、委員長の発議に基づいて開催する。
2. 委員長は、委員会の運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

- 第8条 委員は、検討会で知り得た個人情報などを第三者に漏洩してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会資料等の公表)

- 第9条 委員会における資料及び議事概要については、委員会終了後、東京国道事務所ホームページにおいて公表するものとする。

(事務局)

- 第10条 事務局は、国土交通省東京国道事務所管理第二課に置くものとする。

(その他)

- 第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度審議して定めるものとする。
- また、本規約の改正等は、本委員会の審議を経て行うことができるものとする。

附則 この規約は、令和3年 3月31日から施行する。

大径木化した樹木への対応に関する検討委員会 委員名簿

役職	氏名	所 属 等	専門等
委員	久保田 尚	埼玉大学 教授	都市交通計画
委員	濱野 周泰	東京農業大学 客員教授	樹木管理・生態
委員	大石 智弘	国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター 緑化生態研究室長	行政・研究機関
委員	福本 充	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 所長	行政・道路管理者

(敬称略)